

# 寝屋川市地震防災 アクションプラン

平成 30 年 3 月（初版）



# 目 次

1	アクションプラン策定の背景 .....	1
1.1	南海トラフ沿いで発生する大規模な地震に係る被害想定 .....	1
1.2	近年の大規模地震災害等の教訓 .....	2
2	本市の地震対策の現状 .....	3
2.1	本市の地域特性 .....	3
2.2	本市において想定される地震と被害の様相 .....	4
2.3	本市のこれまでの地震防災対策 .....	8
2.4	寝屋川市の地震防災対策で考慮すべき事項 .....	10
3	地震防災対策推進の基本方針 .....	11
3.1	計画の位置づけ .....	11
3.2	計画期間 .....	11
3.3	基本目標 .....	12
3.4	基本方針 .....	12
4	目標達成に向けたアクションの設定 .....	13
4.1	減災目標 .....	13
4.2	目標達成に向けたアクション立案の留意点 .....	13
4.3	ミッションと対策項目 .....	14
5	本計画の推進・普及啓発 .....	23
5.1	アクションプランの進行管理とフォローアップ .....	23
5.2	アクションプランの普及啓発 .....	23
	取組項目（一覧表） .....	24
	巻末資料 .....	44
	「寝屋川市地震防災アクションプラン策定に関するアンケート調査結果（概要）」	

# 1 アクションプラン策定の背景

## 1.1 南海トラフ沿いで発生する大規模な地震に係る被害想定

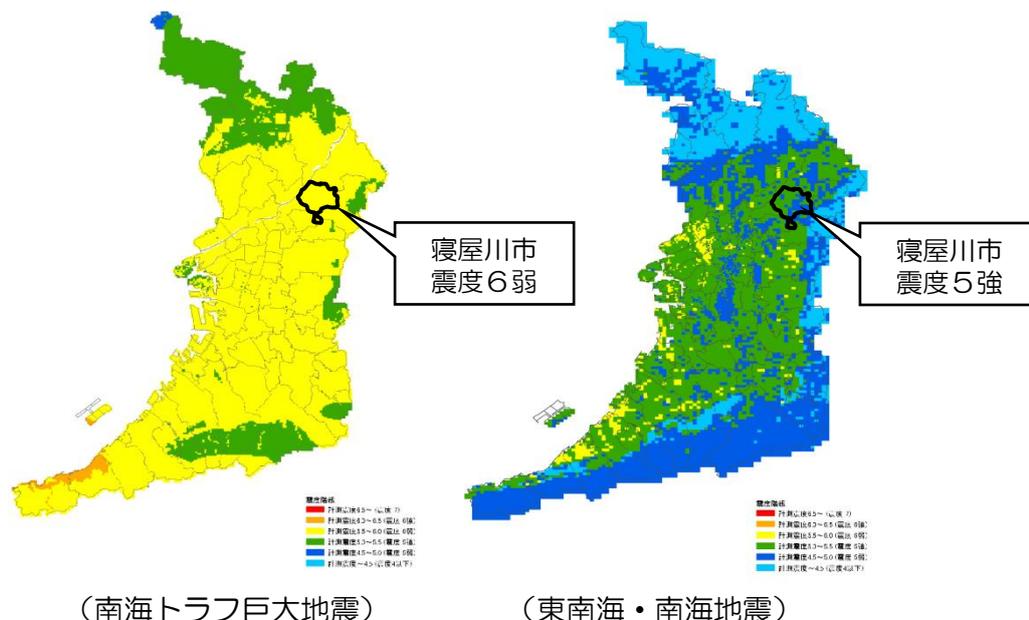
平成23年3月11日に発生した東日本大震災（東北地方太平洋沖地震）では、従前の想定を大きく超えた巨大地震・津波によって、広域的に甚大な被害が発生しました。

国は、この東日本大震災の発生を踏まえて、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震・津波として「南海トラフ巨大地震」による被害想定を行うとともに、既往の被害想定や地震対策大綱等の諸計画に基づき、地震に関する最新の知見も活用しつつ、引き続き、ハード対策とソフト対策を有効に組み合わせて推進することも重要としました。

特に、巨大地震に対しては、「命を守る」ことを基本として、「減災」の考え方に基づき、市民一人ひとりが迅速かつ主体的に避難行動がとれるよう、自助、共助の取り組みを強化し、支援していく必要があるとしています。また、広範囲で発生する強い揺れに対しては、住宅・建築物の耐震診断・耐震改修、重要インフラの耐震化等の取組を強化していくことが重要であるとしています。

大阪府は、国が実施した南海トラフ巨大地震の被害想定を参考に、より詳細な被害想定を実施し、平成25年10月と平成26年1月に公表しました。

南海トラフ巨大地震を対象に府が行った本市の被害想定結果は、東南海・南海地震を対象としたこれまでの被害想定結果を大きく上回るもので、これまで以上に防災・減災対策を推進する必要性のあることが明らかとなりました。



(出典：大阪府ホームページ（南海トラフ巨大地震災害対策等検討部会）)

図1 大阪府における想定震度分布（南海トラフ巨大地震と東南海・南海地震）

表 1 市域における南海トラフ巨大地震と東南海地震・南海地震との被害想定結果比較

被害想定項目		南海トラフ巨大地震 (平成 25 年 10 月、平成 26 年 1 月、大阪府)	東南海地震・南海地震 (平成 19 年 3 月、大阪府)
最大震度		6弱	5強
建物被害	全壊	約 12,800 棟	約 500 棟
	半壊	約 12,700 棟	約 1,100 棟
人的被害	死者	約 80 人	1 人
	負傷者	約 1,450 人	約 300 人

## 1.2 近年の大規模地震災害等の教訓

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東北地方太平洋沖地震によって引き起こされた東日本大震災では地震・津波によって、多数の死者や建物・ライフラインの壊滅的な被害が広域的に発生するとともに、行政の被災による行政機能の停止や復旧・復興段階における避難所の運営、物資の供給、災害廃棄物の処理等、被災者の支援が円滑に進まなかったこと等の課題が明らかになりました。一方、耐震補強により建築物や土木構造物の被害が減少したことなど、これまでの教訓が活かされた面もあり、また、石碑に刻まれた過去の災害教訓を守って助かった事例や、中学生が小学生の避難を助けた事例など、地元の災害伝承や防災教育の効果が発揮された地域もありました。

東日本大震災の発生以降も、全国で大規模な地震災害が頻発しています。平成 28 年 4 月の熊本地震では最大震度 7 の揺れが連続して発生し、平成 28 年 10 月の鳥取県中部地震では、最大震度 6 弱を記録しました。熊本地震では多数の家屋の倒壊や土砂災害による人的被害の発生、度重なる余震、避難所における混乱、感染症や食中毒、車中泊避難者のエコノミークラス症候群の発生、支援物資共有の滞りなど、過去の教訓が十分に活かしきれていないことも明らかとなりました。

## 2 本市の地震対策の現状

### 2.1 本市の地域特性

#### (1) 自然特性

本市は大阪府の北東部に位置し、面積約24.7km<sup>2</sup>を有しています。

市の地形は、西部の平野部と東部の丘陵地・台地部の二つに大別されます。

平野部は淀川沿いに広がる低地と、大阪平野にまたがり、標高2m～3m前後と低平な地形です。丘陵地・台地部は、なだらかな枚方丘陵とこれを囲む台地、生駒山地の一部及び山麓地で、丘陵地の標高は50m前後で、南東部の山地では約110mとなっています。平野部と枚方丘陵・生駒山地との間には台地が分布しています。

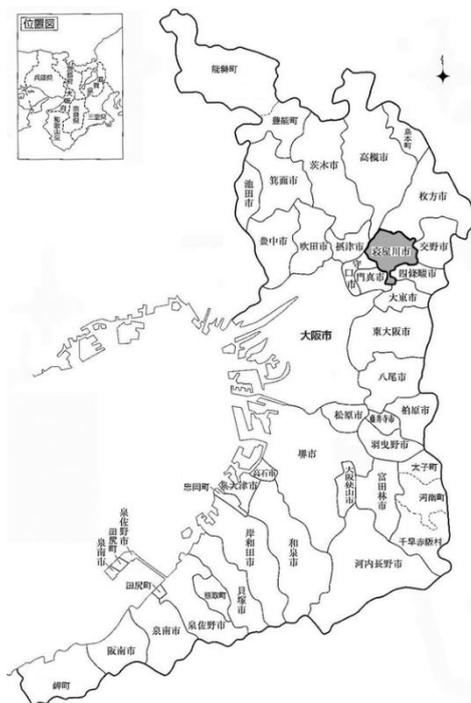


図2 寝屋川市の位置

#### (2) 社会特性

本市の人口は、平成29年4月1日現在236,758人であり、近年減少傾向にあります。高度経済成長期に、大阪都市圏の郊外住宅都市として急速に発展してきたため、市街地は、全般に人口の密集した地域となっています。特に、西部・南部地域では都市基盤が十分整備されないまま、アパートや文化住宅などの狭小な木造賃貸住宅が数多く建築され、人口密度の高い密集住宅地が形成されています。この密集住宅地の解消のため、生活道路や公園広場等の都市基盤整備と老朽化した木造賃貸住宅の良好な建替えが進んでいます。

本市の交通網については、丘陵部に、市の中央を貫走する京阪電鉄と東部丘陵地帯を通過するJR学研都市線の2本の鉄道があります。また、幹線道路として、京都府南部と大阪府東部を結ぶ第二京阪道路、淀川と並行して走る国道1号と市域を縦断する国道170号が走っています。

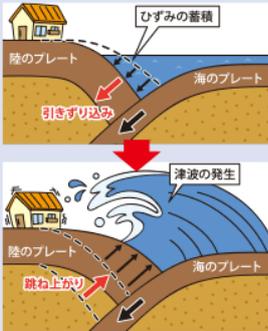
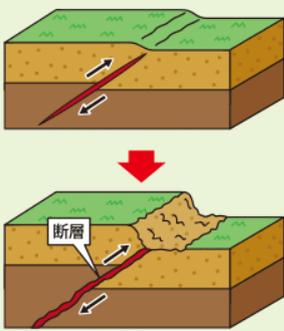
## 2.2 本市において想定される地震と被害の様相

### (1) 海溝型地震と直下型地震

本市において想定される地震の発生パターンは、海溝型地震（南海トラフ巨大地震）と直下型地震（生駒断層帯地震）です。

海溝型地震は、海側のプレートと大陸側のプレートとが接する海溝で、大陸側プレートの下に潜り込もうとする海側プレートに引きずられてたわんだ大陸側プレートが跳ね返って発生する地震です（図3左）。関東大震災や十勝沖地震、平成23年（2011年）3月に起きた東日本大震災が海溝型の地震の事例です。

直下型地震（内陸型地震）は、地中の活断層と呼ばれる断層に異変が生じることで地震が発生します。海溝型地震のマグニチュードが9程度であるのに対し、直下型地震のマグニチュードは6から7とやや小さくなっていますが、市民が生活する直下で生じる地震のため被害が大きくなる傾向にあります（図3右）。阪神・淡路大震災（兵庫県南部地震）、新潟県中越地震などが事例です。

	海溝型地震	直下型地震
発生場所	海底にあるプレートの境界で発生する地震	私たちが住んでいる土地の真下(直下)で発生する地震
地震発生メカニズム		
特徴	<ul style="list-style-type: none"> <li>・小さな横揺れから始まり、長くゆっくりとした大きな横揺れが続く</li> <li>・大規模な津波が発生することが多い</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・下から突き上げるような大きな縦揺れが続く</li> <li>・揺れている時間が短い</li> </ul>
過去発生した地震	<ul style="list-style-type: none"> <li>・東日本大震災(2011年)など</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・阪神・淡路大震災(1995年)</li> <li>・新潟県中越地震(2004年)</li> </ul>

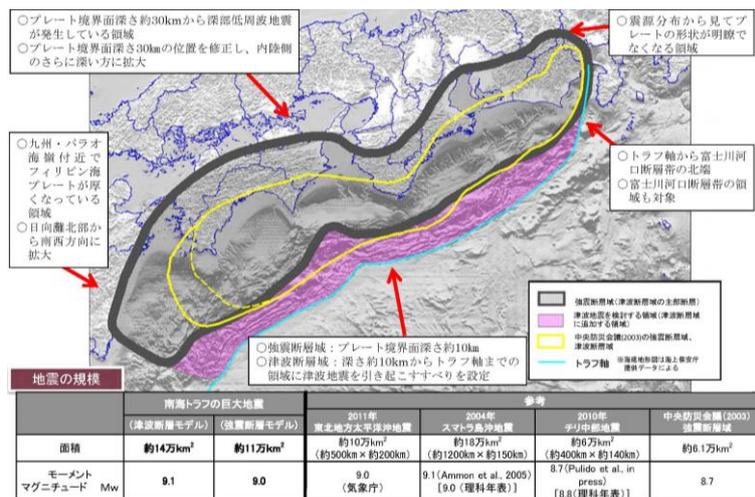
(出典：文部科学省地震調査研究推進本部「日本は世界有数の「地震国」」、<http://www.jishin.go.jp/main/pamphlet/kodomopanf/jishin02.pdf>) を参考に作成)

図3 海溝型地震と直下型地震のイメージ

## (2) 南海トラフ巨大地震（海溝型地震）で想定される被害

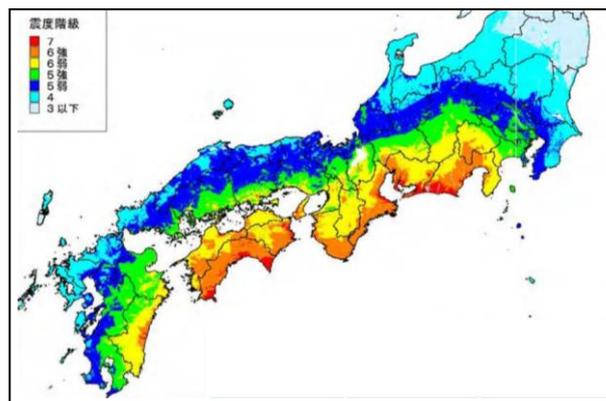
本市に大きく影響を及ぼす海溝型地震は、南海トラフ巨大地震です。大阪府が平成 25 年 10 月と平成 26 年 1 月に公表した、南海トラフ沿いで発生する大規模な海溝型地震で引き起こされる地震を対象とした被害予測結果によれば、大阪府内の最大震度は 6 強で、本市域では最大震度 6 弱が想定されています（図 5）。

南海トラフ巨大地震による被害想定では、広範囲に影響と被害が及びることとなります。本市は内陸部に位置するため津波被害は想定されていませんが、強震による建築物の倒壊や落下・転倒物による被害、延焼火災、液状化や土砂災害など、地区によって様々な被害が発生することと予測されています。



(出典：内閣府ホームページ、[http://www.bousai.go.jp/jishin/nankai/taisaku/pdf/1\\_1.pdf](http://www.bousai.go.jp/jishin/nankai/taisaku/pdf/1_1.pdf))

図 4 南海トラフ巨大地震の震源断層域



※強震波形 4 ケースと経験的手法の震度の最大値

(出典：内閣府ホームページ、[http://www.bousai.go.jp/jishin/nankai/taisaku/pdf/1\\_1.pdf](http://www.bousai.go.jp/jishin/nankai/taisaku/pdf/1_1.pdf))

図 5 南海トラフ巨大地震の震度分布

市域で想定される被害の内容は、建物被害については全壊棟数 12,804 棟、半壊棟数 12,661 棟となっています。また、人的被害は死者 78 人、負傷者 1,449 人、り災者数は最大 103,692 人（このうち、避難所生活者 41,040 人）となっています。ライフライン被害による生活障害も深刻な結果となっており、停電は 52,841 軒、ガス供給停止 91,000 戸、水道断水 230,000 人、電話不通 36,000 回線です（表 2）。

表 2 寝屋川市における南海トラフ巨大地震の被害想定（府実施）

想定地震		南海トラフ巨大地震	備考
最大震度		6弱	
建物全半壊棟数	全壊棟数	12,804棟	揺れ・液状化・急傾斜地崩壊・地震火災の被害の合計
	半壊棟数	12,661棟	
建物被害計		25,465棟	
炎上出火件数		8件	冬18時の算定値
死者		78人	同上
負傷者		1,449人	同上
り災者数		103,692人	1ヶ月後避難者数
避難所生活者数		41,040人	1週間後避難所避難者数
停電		52,841軒	被災直後、停電率49.0%
ガス供給停止		91,000戸	停止率90.2%
水道断水		230,000人	被災直後、断水率96.3%
固定電話不通		36,000回線	被災直後、不通契約数73.5%

（「大阪府防災会議 南海トラフ巨大地震災害対策等検討部会 第4回（平成25年10月）・第5回（平成26年1月）配布資料」より抜粋・集計）

### (3) 生駒断層帯地震（直下型地震）による被害想定

大阪府が平成 22 年に公表した、府内に影響を及ぼす直下型地震を対象とした被害予測結果によれば、本市に最も大きな影響を及ぼすと考えられるのは、生駒断層帯地震であり、最大震度は4～7と想定されています。

大阪府が実施した被害予測では、市全体の建物の全壊棟数は 18,355 棟、半壊棟数は 15,825 棟であり、人的被害は死者 519 人、負傷者 3,485 人、り災者数は最大 132,820 人（このうち、避難所生活者 38,518 人）となっています。また、ライフライン被害による生活障害も深刻な結果となっており、停電は 55,789 軒、ガス供給停止 101,000 戸、水道断水 198,000 人、電話不通 4,154 回線です（表 3）。

表 3 生駒断層帯地震による寝屋川市における被害の想定（府実施）

想定地震		生駒断層帯地震	備考
最大震度		4～7	
建物全半壊棟数	全壊棟数	18,355棟	揺れ・液状化・急傾斜地崩壊・地震火災の被害の合計
	半壊棟数	15,825棟	
建物被害計		34,180棟	
炎上出火件数		10 (20) 件	冬18時の算定値
死者		519人	同上
負傷者		3,485人	同上
り災者数		132,820人	1ヶ月後避難者数
避難所生活者数		38,518人	1週間後避難所避難者数
停電		55,789軒	被災直後、停電率46.1%
ガス供給停止		101,000戸	停止率100%
水道断水		198,000人	被災直後、断水率80.1%
固定電話不通		4,154回線	被災直後、不通契約数1.8%

※ 出火件数は夕刻発生の地震後1時間の件数、( )は1日の件数

死者、負傷者数は建物被害（夕刻）・火災（夕刻、超過確率1%風速）によるものの合計  
り災者、避難生活者数は建物被害・火災によるものの合計

（大阪府自然災害総合防災対策検討（地震被害想定）報告書（平成19年3月）より作成）

## 2.3 本市のこれまでの地震防災対策

本市では、昭和 36 年に制定された「災害対策基本法」や昭和 53 年に制定された「大規模地震対策特別措置法」により地震防災対策を行ってきました。

また、平成 7 年 1 月に発生した「阪神・淡路大震災」を契機に地震防災対策を推進し、さらに平成 14 年に「東海地震防災対策強化地域」に、また、平成 15 年には「東南海・南海地震防災対策推進地域」に指定されて以降、建築物の耐震化の促進をはじめ、主な施策として、家具の転倒防止対策の強化、避難所となる学校施設等の耐震化の促進、情報伝達体制の強化、地域防災力強化として自主防災組織活動の支援の充実、防災リーダーの養成といった事業を積極的に進めてきました。

東日本大震災の発生にあたっては、本市として被災地に速やかに人的・物的支援を開始するとともに、本市の防災上の課題を再度洗い出し、緊急的に取り組むべき防災対策事業を進めてきました。主な施策として、住宅や公共施設等の耐震化の促進、密集住宅地区の解消に向けた整備などを進めています。また、小学校区単位での避難所開設・運営マニュアルの整備や運営訓練の実施など地域防災力の強化に向けた取り組みや、備蓄物資の増強、上下水道施設の耐震化対策の推進など数多くの事業を進めています。

表 4 これまでに取り組んできた主な防災対策

対策テーマ	主な取組
建築物の耐震化の促進等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・民間建築物の耐震診断、耐震改修への支援（住宅・建築物耐震診断補助金制度、木造住宅耐震設計・改修補助制度）</li> <li>・市有建築物の耐震化</li> <li>・要配慮者（要介護度3以上など）がいる世帯等への家具等転倒防止器具の取付支援</li> </ul>
緊急輸送路の指定や道路閉塞の防止対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・府指定の広域緊急交通路及び市指定の地域緊急交通路を指定するとともに沿道建築物の耐震化促進</li> <li>・都市計画道路の整備</li> <li>・橋梁の長寿命化の推進</li> <li>・安全で快適な道路環境の確保</li> </ul>
情報通信ネットワークの整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・防災行政無線の整備</li> <li>・防災行政無線電話応答サービスの実施</li> </ul>
避難場所や避難所の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・指定避難所、指定緊急避難場所の指定</li> <li>・全小中学校への備蓄物資の配備（約 41,000 人分の 3 日分）</li> </ul>
豪雨等による浸水被害対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・雨水貯留タンク助成制度</li> <li>・止水板設置工事助成制度</li> </ul>
ライフライン機能の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>・防災拠点への自家発電設備の設置</li> <li>・あんしん給水栓を活用した緊急時応急給水所の整備</li> <li>・水道施設及び管路の耐震化</li> <li>・耐震性貯水槽の設置</li> <li>・防災井戸の設置（小学校（10 校）への井戸設置）</li> </ul>
密集市街地の安全化などの防災まちづくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>・密集住宅地区の整備</li> <li>・地区計画、防災街区整備地区計画の策定</li> </ul>

対策テーマ	主な取組
様々な防災情報の提供	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市ホームページを介した防災情報の提供 <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 気象や警報、避難勧告等に関連する情報</li> <li>➢ 防災ガイド等（災害時の心得等）：気象知識、災害発生時への備え、地震被害想定、災害が発生したら、避難行動要支援者の安全、災害時の心得、風水害に備えて</li> <li>➢ 寝屋川市防災マップ、洪水ハザードマップ、内水ハザードマップ</li> <li>➢ 避難所・避難地情報</li> </ul> </li> <li>・「メールねやがわ（安心・安全メールー斉配信サービス）」で「防災活動情報」の配信、「もっと寝屋川（市公式アプリ）」による防災情報の配信、Yahoo!防災情報の活用</li> </ul>
市民や自主防災組織等の活動支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域協働協議会（防災に関する部会）<sup>*1</sup>への資機材や活動費の支援</li> <li>・防災訓練や出前講座などの開催</li> <li>・避難所開設・運営マニュアルの作成と運営訓練の支援</li> <li>・家庭用防災用品の購入費用に対する補助</li> <li>・災害時協力井戸の登録促進</li> <li>・災害時支援協力員の研修会開催</li> </ul>
災害時要配慮者への支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難行動要支援者名簿の整備</li> <li>・福祉避難所において利用する生活必需品の備蓄</li> </ul>
災害時医療・救護体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・医師会、歯科医師会、薬剤師会と災害時の医療救護活動への協力協定の締結</li> <li>・病院協会と医療救護所の設置についての協力協定の締結</li> <li>・災害時医療・救護マニュアルの作成と災害医療訓練の実施</li> </ul>

\*1：地域協働協議会（防災に関する部会）：寝屋川市における自主防災組織

## 2.4 寝屋川市の地震防災対策で考慮すべき事項

### (1) 生駒断層帯地震で想定される被害への対応

本市において、最も人的被害、建物被害の生じる可能性のある地震は生駒断層帯地震です。このことから、本市では、直下型の生駒断層帯地震を、地震防災対策を進める上での軸となる地震とし、ソフト対策とハード対策を効果的に組み合わせることにより、想定される各種被害を可能な限り減少させることを目指して、総合的に地震防災対策を進めていきます。

### (2) 南海トラフ巨大地震で想定される広域的な被害への対応

南海トラフ巨大地震が発生すると、大阪府域を始めとする広域での揺れや津波、液状化など、甚大な被害が発生することが予測されています。本市では津波被害は想定されていませんが、建物倒壊、火災などにより、市内の建物が被災し、人的被害が多数発生することが想定されています。

一方で、広域的な支援は、揺れや津波による被害の深刻な被災地を優先して実施されると考えられます。このため、本市では、南海トラフ巨大地震のような大規模な地震が起きて広域的に深刻な被害が発生したとしても自立した対応が可能となるよう、被害をできる限り抑制するための減災対策と地震発生後の応急・復旧を円滑に進めるための対策を推進する必要があります。

### (3) 東日本大震災や熊本地震等で得た課題への対応

東日本大震災や熊本地震等の近年発生した災害では、避難指示の伝達、避難所運営、物資輸送、り災証明の早期発行等の様々な課題が浮き彫りとなりました。これらの課題への対策を早急に強化していく必要があります。

特に、災害により被災した方々の生活の早期再建は大きな復興課題であり、り災証明書の発行や、仮設住宅の確保など、迅速な復旧・復興への取組が求められています。

### (4) 地震防災に関する市民への啓発の推進

本市では、地震に伴う火災、液状化、帰宅困難者の発生が想定されています。しかし、市民アンケート結果<sup>\*1</sup>では、ライフラインの被害による生活障害や家具の転倒による被害などは認識されていますが、予想される揺れの大きさや、液状化被害、建物の倒壊、延焼火災などの災害時の危険性、備蓄の重要性についての認識は必ずしも十分ではありません。

市域で発生する多様な被害に対応するには、市民や事業所が災害特性を十分に理解して、主体的に防災・減災対策を進めることが必要です。

\*1：市民アンケート結果（平成28年9月実施）の概要については、資料編に掲載しています。

### 3 地震防災対策推進の基本方針

本市では、「命を守る」ことを市政の基本とし、第五次寝屋川市総合計画後期基本計画のまちづくりの大綱に「安全で安心できるまちづくり」を位置づけるとともに、大綱を実現するための施策として「災害に強いまちをつくる」を位置づけています。これまで、本計画等を踏まえ、本市は、生駒断層帯地震や東南海・南海地震といった大規模な地震の発生に備え、地震対策を積極的に推進してきました。しかし、東日本大震災など想定を超える大規模な災害が発生している他、平成 28 年には、熊本地震や鳥取中部地震が発生するなど、大規模地震はいつ起きてもおかしくない状況にあります。

「災害に強いまちをつくる」ことは今後も本市の重要課題です。自らのことは自らで守る「自助」、身近な地域で支えあう「共助」、行政が市民を支援する「公助」の理念を念頭に置き、多様な主体が協働して災害対策の仕組みを構築し、継続して地震対策の充実・強化を図っていきます。

#### 3.1 計画の位置づけ

本計画は、国や府の地震防災関連計画や、本市総合計画、地域防災計画、その他関連する計画等との整合を図りながら進めていくものです。

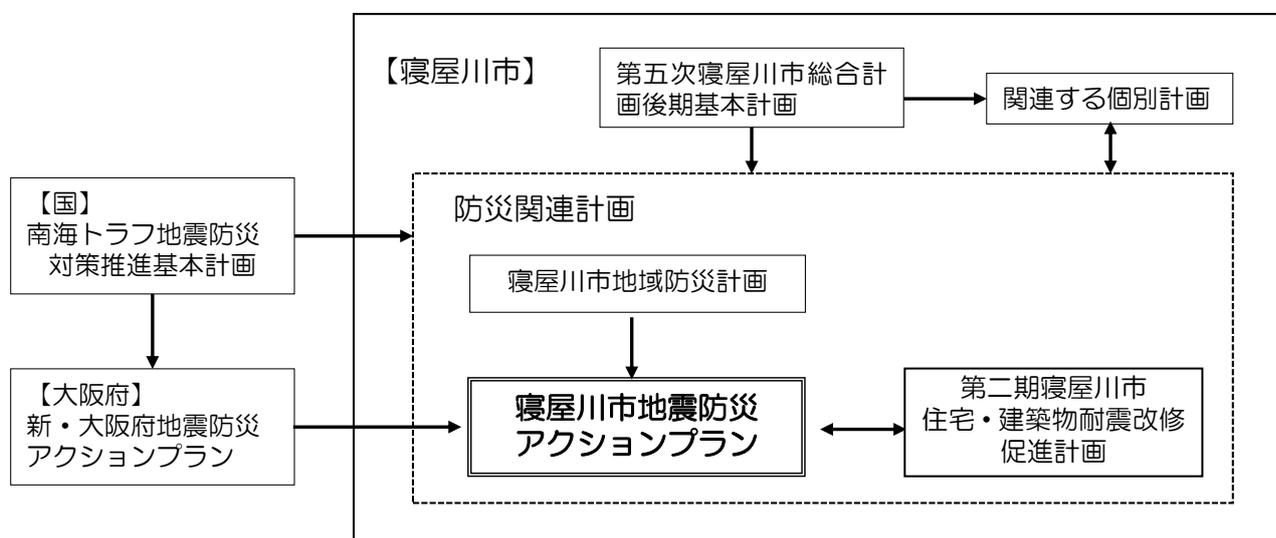


図 6 寝屋川市地震防災アクションプランと関連計画の関係

#### 3.2 計画期間

本アクションプランの計画期間は、平成 30 年度から平成 39 年度の 10 カ年とします。

### 3.3 基本目標

本計画の基本目標は、本市の地域防災計画と同様に、以下のとおりとします。

「市の地域ならびに市民の生命、身体及び財産を災害から守るため、災害に強い安心して暮らせるまちづくり」

### 3.4 基本方針

基本目標を達成するため、次の5つを基本方針として対策を講じます。

そのためには、各防災機関は、適切な役割分担及び相互の連携協力を図っていく必要があります。それと同時に、市民が自ら行う防災活動及び地域における多様な主体が自発的に行う防災活動を促進し、市民や事業者、ボランティア等が、各防災機関と一体となって取組を進めていく必要があります。

- (1) 命を守る
- (2) 命をつなぐ
- (3) 迅速な復旧・復興
- (4) 必要不可欠な行政機能の維持
- (5) 経済活動の機能維持

## 4 目標達成に向けたアクションの設定

### 4.1 減災目標

地震発生時に本市で想定される被害の多くは建物の倒壊によって引き起こされていることから、本市では、第二期寝屋川市住宅・建築物耐震改修促進計画に基づき積極的に建物の耐震化を進めています。

本アクションプランでは、生駒断層帯地震や南海トラフ巨大地震の被害想定を前提とし、耐震改修促進計画に定める建物の耐震化率の向上と火災件数の減少、住宅やライフライン施設の耐震化による生活支障期間の低減などの効果を見込み、減災目標を以下のように設定します。

表 5 寝屋川市地震防災アクションプランの減災目標

基本理念	減災目標	
限りなく死者ゼロと被害の最小化	死者数	519人* → 限りなく0人
	建物被害棟数	34,180棟* → 出来る限り最小化
暮らしの迅速な回復	生活支障などによる避難所生活者数	41,040人* → 出来る限り最小化

※ 表頭「減災目標」における各項目の被害想定値は、生駒断層帯地震又は南海トラフ巨大地震のいずれかの最大値を設定

### 4.2 目標達成に向けたアクション立案の留意点

目標達成に向けたアクションの立案と推進にあたって、以下の事項に留意することとします。

- ・ハード対策とソフト対策を適切に組み合わせ、効果的な対策を検討する。
- ・「寝屋川市地域防災計画（平成30年3月）」を踏まえ、市民、事業者等と「自助」「共助」「公助」の考え方を共有し、国、府、市、市民、事業者、地域、ボランティア等との適切な連携と役割分担を組合せて対策を立案・推進する。
- ・高齢者、障害者、子ども、女性、外国人等の要配慮者に十分配慮する。
- ・既存資源の有効活用に努め、非常時における防災・減災効果の発揮のみならず、平常時も有効活用される対策としての工夫に努力する。
- ・施設等の効率的かつ効果的な維持管理等によるランニングコストの縮減等、施策効果の最大化にも努力する。（コストパフォーマンス）
- ・国や府の支援が必要な取組みは、国費の拡充や現行交付金制度の弾力的な運用、地方債の特別措置、税制をはじめとする制度の改正等を要望していく。

### 4.3 ミッションと対策項目

本アクションプランでは、大阪府、府内の各自治体、本市が連携して地震対策を効果的に推進するため、地震対策の柱は、大阪府の「新・大阪府地震防災アクションプラン、平成28年2月一部修正」の施策体系を準用します。

また、減災目標を達成するため、「命を守り、つなぐ」を第一に、3つのミッションを設定し、それぞれについて具体的な内容を細分した対策項目を設定して、取組項目を体系化しています（表6）。

#### **ミッションⅠ 巨大地震から市民の命を守り、被害を軽減するための事前予防対策**

強い揺れに伴う建物の倒壊及び屋内外の転倒物、延焼火災、がけ崩れなどの土砂災害など、地震による直接的な被害から市民の生命を守るために必要なハード対策・ソフト対策を確実に推進します。また、救助・救急活動の不足による被害、断水や交通機能の障害等に伴う被害などの二次的な要因から命を守るために必要な対策を推進します。

#### **ミッションⅡ 地震発生後、被災者の「命をつなぐ」ための、災害応急対策**

生活に必要な医療・介護の確保・提供に係る取組、避難所等の生活環境の維持に係る取組など、発災直後からの市民の生活を守るために必要な対策を推進します。

#### **ミッションⅢ 市民生活と経済の、迅速な回復のための、復旧復興対策**

市街地や居住環境、産業、暮らしの迅速な復旧・復興を図るため、市街地復興手法の検討や災証明の早期発行、相談体制の確保など、迅速な復旧・復興を図るために必要となる事前に取り組むべき対策を推進します。

表 6 寝屋川市地震防災アクションプランの施策

ミッション	No.	施策（アクション）	市の事業（★：重点）や対応等	市担当課室
I	1	災害に強い都市構造の形成に向けた面的な整備事業の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・土地区画整理事業</li> <li>・市街地再開発事業等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・都市計画室</li> <li>・まちづくり事業推進室</li> </ul>
	2	都市公園等の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・広域避難場所、一時避難場所、災害救援活動拠点となる都市公園の整備</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・水・みどり室</li> </ul>
	3	道路・緑道の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・交通のネットワーク化、都市計画道路等の整備（無電柱化を含む）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・道路建設課</li> <li>・水・みどり室</li> <li>・危機管理室</li> </ul>
	4	市街地緑化の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・延焼遮断機能を有する緑地や並木等、市街地、工場敷地内における緑化、緑の保全を推進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・都市計画室</li> <li>・道路建設課</li> <li>・水・みどり室</li> </ul>
	5	密集市街地対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>★密集住宅地区の整備（萱島東地区、池田・大利地区、香里地区）</li> <li>・主要生活道路及び都市計画道路の整備</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・都市計画室</li> </ul>
	6	消防用水の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>・経年化した水道管の更新及び耐震化</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・工務課</li> <li>・枚方寝屋川消防組合</li> </ul>
	7	ため池防災・減災対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ため池の耐震化</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・産業振興室</li> </ul>
	8	防災農地の登録促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・防災協力農地の登録制度の推進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・産業振興室</li> </ul>
	9	市有土木構造物の耐震化の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・排水施設の耐震化（南前川ポンプ場の耐震補強設計）</li> <li>・橋梁等の道路施設の耐震化</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・道路交通課</li> <li>・水・みどり室</li> </ul>
	10	特定既存耐震不適合建築物（民間）の耐震化の促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特定既存耐震不適合建築物（民間）の耐震診断補助</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・まちづくり指導課</li> </ul>
	11	市有建築物の耐震化の促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・寝屋川市公共施設等総合管理計画に基づく各施設の耐震診断・耐震改修の促進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・全部局</li> </ul>
	12	病院・社会福祉施設の耐震化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・病院・社会福祉施設（特定既存耐震不適合建築物）の耐震診断補助</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・まちづくり指導課</li> <li>・福祉総務課</li> <li>・高齢介護室</li> <li>・障害福祉課</li> </ul>
	13	住宅の耐震化の促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>★耐震診断及び耐震設計・耐震改修補助の実施（住宅・建築物耐震診断設計、改修補助）</li> <li>★耐震化による安全対策の充実</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・まちづくり指導課</li> </ul>

ミッション	No.	施策（アクション）	市の事業（★：重点）や対応等	市担当課室
I	14	住宅の液状化対策の促進	・建築、建替え時に液状化対策の個別指導の実施	・まちづくり指導課 ・危機管理室
	15	避難誘導の充実	・地域と連携した組織的な避難誘導體制の構築 ・避難支援等関係者の安全確保体制の構築	・危機管理室
	16	防災マップの改訂及び活用	・防災マップの作成（H30年度）	・危機管理室
	17	地域防災力強化に向けた自主防災組織の活動支援	・防災能力向上に向けた支援	・危機管理室
	18	地域防災力強化に向けた消防団の活動強化	★消防団の活動強化	・危機管理室
	19	地域防災力強化に向けた消防団員の活動支援	・青年層や女性の消防団活動への積極的な参加の促進などによる組織強化	・危機管理室
	20	地域防災力強化に向けた消防団に対する市民理解・連携促進	・広報誌等を利用した消防知識の普及・啓発	・危機管理室
	21	学校等における防災教育の徹底と避難体制の確保	・学校等における防災教育の促進と避難体制の確保	・教育政策総務課 ・学務課 ・教育指導課 ・保育課
	22	市民への防災意識の啓発	・市民への防災知識の普及啓発 ・多様な防災教育の展開	・危機管理室
	23	防災情報の収集・伝達機能の充実	・各機関との相互通信無線局の代替手段の調査、研究及び導入 ・災害情報システム等の整備を推進	・危機管理室
	24	メディアとの連携強化	・テレビ、ラジオ（コミュニティFM放送を含む）等を用いた情報伝達のためにメディアとの連携強化を図る。	・企画政策課 ・広報広聴課 ・危機管理室
25	防災訓練等の充実	・毎年の防災訓練の実施と検証及び訓練内容の充実 ・避難所開設・運営マニュアルに基づく訓練とその検証を促進*	・危機管理室	

ミッション	No.	施策（アクション）	市の事業（★：重点）や対応等	市担当課室
I	26	「避難行動要支援者」支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>「避難行動要支援者支援プラン（全体計画）」の作成</li> <li>市民に対する避難行動要支援者の避難に関する訓練の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>危機管理室</li> <li>高齢介護室</li> <li>障害福祉課</li> </ul>
	27	災害時医療救護体制の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>医療情報の収集伝達体制、医療救護所の確保、医療関係者に対する訓練等の実施、等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>危機管理室</li> <li>健康推進室</li> </ul>
	28	社会福祉施設の避難体制の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>社会福祉施設への指導</li> <li>災害時に市から職員の派遣</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>福祉総務課</li> <li>高齢介護室</li> <li>障害福祉課</li> </ul>
	29	在住外国人への情報発信充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>通訳ボランティアの確保</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>市民活動振興室</li> <li>危機管理室</li> </ul>
	30	外国人旅行者の安全確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>市域に観光等で来訪している外国人の安全確保</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>危機管理室</li> <li>市民活動振興室</li> </ul>
	31	文化財所有者・管理者への防災意識の啓発	<ul style="list-style-type: none"> <li>所有者等に対する防災意識の徹底</li> <li>予防体制の確立</li> <li>消防用設備等の整備、保存施設等の充実</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>文化スポーツ室</li> </ul>
	32	土砂災害（特別）警戒区域等の事前周知等	<ul style="list-style-type: none"> <li>土砂災害(特別)警戒区域、急傾斜地崩壊危険箇所、土石流危険渓流関連住民への事前周知</li> <li>地震発生時のパトロール</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>まちづくり指導課</li> <li>危機管理室</li> </ul>
II	33	災害医療体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>患者等搬送体制の確立</li> <li>医師会、歯科医師会、薬剤師会、病院協会と災害対策本部との連絡会議の設置</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>健康推進室</li> <li>枚方寝屋川消防組合</li> </ul>
	34	医薬品等の供給体制の整備、確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>医薬品等の供給体制の整備、確保</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>健康推進室</li> </ul>
	35	広域緊急交通路等の通行機能確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>★都市計画道路対馬江大利線（密集住宅地区区間）の整備</li> <li>道路ネットワークの整備</li> <li>生活道路の拡幅整備</li> <li>沿道建築物の耐震化</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>道路交通課</li> <li>道路建設課</li> <li>都市計画室</li> <li>まちづくり指導課</li> </ul>
	36	迅速な道路啓開の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>緊急交通路の確保に向けた寝屋川警察署、民間建設業者等との協力体制の充実</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>道路交通課</li> <li>道路建設課</li> </ul>

ミッション	No.	施策（アクション）	市の事業（★：重点）や対応等	市担当課室
Ⅱ	37	大規模災害時における受援力の向上	<ul style="list-style-type: none"> <li>・防災拠点の整備</li> <li>・広域防災体制の整備</li> <li>・自衛隊の災害派遣に関する連携体制の整備</li> <li>・受援計画の策定</li> </ul>	・危機管理室
	38	食料や燃料等の備蓄及び集配体制の強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・食料及び生活必需品の確保</li> <li>・電力、燃料、水道、輸送等の事業者と協調し、商用電源の供給、自家発電用エンジンの燃料及び冷却水等の確保並びに緊急輸送等の協力体制を整備</li> <li>・物資の輸送に関わる大阪府トラック協会、赤帽等との応援協定の締結</li> </ul>	・危機管理室
	39	水道の早期復旧及び飲用水の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>★経年化した水道管の更新及び耐震化</li> <li>★配水池、配水場の耐震化</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・工務課</li> <li>・浄水課</li> </ul>
	40	井戸水等による生活用水の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ホームページによる事業周知及び登録情報の提供</li> </ul>	・危機管理室
	41	避難所の確保と運営体制の確立	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「避難所開設・運営マニュアル」に基づく、指定避難所の円滑な管理、運営</li> </ul>	・危機管理室
	42	福祉避難所の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>・福祉避難所の拡充</li> <li>・要配慮者用備蓄品の確保</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢介護室</li> <li>・障害福祉課</li> </ul>
	43	帰宅困難者対策の確立	<ul style="list-style-type: none"> <li>・帰宅困難者対策の普及・啓発</li> <li>・駅周辺における滞留者の対策</li> <li>・道路・鉄道情報共有の仕組みの確立と啓発</li> <li>・徒歩帰宅者への支援</li> </ul>	・危機管理室
	44	被災者の巡回健康相談等の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>・医療救護班編成依頼及び受入調整</li> </ul>	・健康推進室
	45	被災地域の感染症予防等の防疫活動の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>・消毒措置の実施、ねずみ族、昆虫等の駆除、生活用水の供給、指定避難所の防疫指導、感染症予防等の広報活動、防疫に必要な薬品の調達、確保</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・環境推進課</li> <li>・健康推進室</li> </ul>

ミッション	No.	施策（アクション）	市の事業（★：重点）や対応等	市担当課室
Ⅱ	46	下水道施設の耐震化等の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>下水道施設の耐震化等の推進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>工務課</li> </ul>
	47	下水道機能の早期確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>公共下水道施設応急対策の実施体制の構築</li> <li>下水道に関する事業業務継続計画（BCP）の策定</li> <li>し尿処理のための仮設トイレの確保</li> <li>マンホールトイレの整備</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>工務課</li> <li>危機管理室</li> <li>教育政策総務課</li> </ul>
	48	し尿及び浄化槽汚泥の適正処理	<ul style="list-style-type: none"> <li>し尿処理に関する周辺市町との協力体制の整備</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>クリーン施設課</li> <li>緑風園</li> </ul>
	49	生活ごみの適正処理	<ul style="list-style-type: none"> <li>ごみ処理施設の適正管理</li> <li>ごみ処理に関する周辺市町との協力体制の整備</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>環境総務課</li> <li>環境推進課</li> <li>ごみ処理施設建設室</li> <li>クリーン施設課</li> <li>危機管理室</li> </ul>
	50	危険物災害予防対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>危険物施設の規制・指導・自主保安体制の確立・啓発（高圧ガス関係事業所、火薬類取扱事業所、毒物劇物の営業者も同様）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>環境推進課</li> <li>危機管理室</li> </ul>
	51	遺体への適切な対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>葬祭関係団体との協定締結</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>市民課</li> <li>危機管理室</li> </ul>
	52	愛護動物の救護	<ul style="list-style-type: none"> <li>被災地域における動物の保護・収容</li> <li>指定避難所における動物の適正な飼育</li> <li>動物による人等への危害防止</li> <li>動物の収容及び救護活動に関する協定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>市民課</li> <li>環境推進課</li> <li>危機管理室</li> </ul>
	53	災害時の子育てリフレッシュ館を活用した母子支援等の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>地震発生後、避難所生活が長期化した場合に、乳幼児及び妊産婦に、子どもの遊びスペースの提供や一時預かり保育や仮眠スペースの提供、保育士等による巡回相談などの実施。</li> <li>災害時の子育てリフレッシュ館の活用マニュアルの作成及び必要備品の配備、定期的な訓練の実施。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>子育て支援課</li> </ul>

ミッション	No.	施策（アクション）	市の事業（★：重点）や対応等	市担当課室
Ⅲ	54	災害ボランティアの充実と連携強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>地震発生後に、被災者支援等に活躍いただけるボランティアの受入窓口の開設と運営の構築を行なう。</li> <li>府の「災害時におけるボランティア活動支援制度」等を活用し、府、日本赤十字社大阪府支部、府社会福祉協議会、市社会福祉協議会、その他ボランティア活動推進機関との連携を図る。</li> <li>災害発生時に日頃からのつながりを活かした災害ボランティア活動をするため、平時から市民に対して災害への理解促進をすすめる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>危機管理室</li> <li>社会福祉協議会</li> </ul>
	55	災害廃棄物の適正処理	<ul style="list-style-type: none"> <li>寝屋川市災害廃棄物処理計画を踏まえた「寝屋川市災害廃棄物処理手順」の策定</li> <li>周辺市町や民間事業所等との協力体制の整備</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>環境総務課</li> <li>危機管理室</li> </ul>
	56	応急仮設住宅の早期供給体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>災害時に利用可能な公的賃貸住宅や民間賃貸住宅の借上げ可能な空き家ストック等の把握</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>まちづくり事業推進室</li> <li>危機管理室</li> </ul>
	57	被災民間建築物・宅地の危険度判定体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>府や建築関係団体と協力し、被災建築物・宅地応急危険度判定用資器材の整備、危険度判定士受入体制の整備、制度の普及啓発</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>まちづくり指導課</li> </ul>
	58	災害復旧に向けた体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>防災中枢組織体制の整備 <ul style="list-style-type: none"> <li>■枚方寝屋川消防組合の組織動員体制の整備</li> <li>■広域防災体制の整備</li> <li>■自衛隊の災害派遣に関する連携体制の整備</li> <li>■被災による行政機能の喪失又は著しい低下等への対応</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>全部局</li> </ul>

ミッション	No.	施策（アクション）	市の事業（★：重点）や対応等	市担当課室
Ⅲ	59	生活再建、事業再開のための措置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住宅の確保：住宅復興計画の策定、相談窓口の設置、公共住宅の供給促進、民間賃貸住宅の建設支援、災害復興住宅資金の貸付</li> <li>・雇用機会の確保：市域における離職者の把握と職業あっせんの府及び大阪労働局への要請</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・全部局</li> </ul>
	60	復旧資機材の調達・確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>・装備・資機材等の充実に努めるとともに、関係団体との連携により資機材・技術者等の確保体制の整備</li> <li>・災害発生当初から必要となる資機材などの物資を、迅速に指定避難所等へ搬送できるように、備蓄の拡大と分散備蓄の推進</li> <li>・物資・燃料の供給協定を拡大し、民間流通備蓄の更なる活用を図る。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・道路交通課</li> <li>・危機管理室</li> <li>・経営総務課</li> <li>・工務課</li> </ul>
	61	特定大規模災害からの復旧事業に係る府の代行要請	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市が特定大規模災害を受け、かつ市の工事の実施体制等の地域の実情を勘案して円滑かつ迅速な復興のため必要があると認めるときは、府に対し、市に代わって工事を行うことを要請する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・全部局</li> </ul>
	62	住宅関連情報の提供	<ul style="list-style-type: none"> <li>・応急住宅、空き家、融資等住宅に関する相談や情報提供のため、住宅相談窓口を設置</li> <li>・民間賃貸住宅への被災者の円滑な入居を確保するため、空き家状況の把握に努めるとともに、貸主団体及び不動産関係団体への協力要請等適切な措置を講ずる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・まちづくり事業推進室</li> </ul>
	63	災害応急復旧に必要なデータの保全	<ul style="list-style-type: none"> <li>・戸籍、住民基本台帳、地籍、建築物、権利関係書類並びに測量図、構造図等の復旧に必要な各種データを整備、保管する。特に、データ及びコンピューターシステムのバックアップ体制に万全を期する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・全部局</li> </ul>

ミッション	No.	施策（アクション）	市の事業（★：重点）や対応等	市担当課室
Ⅲ	64	市BCPの運用	<ul style="list-style-type: none"> <li>各部局における非常時優先業務の実施マニュアルの作成</li> <li>BCPの定期的な更新や職員に対する周知及び定期的な訓練等</li> <li>災害対策本部等に係る業務にあたる職員（防災要員）の実践的な訓練の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>危機管理室</li> </ul>
	65	災害時の市民への広報体制の整備・充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>災害時の情報の一元化を図るため、あらかじめ災害広報責任者を選任</li> <li>災害発生後の時間経過に応じ、提供すべき情報の項目整理</li> <li>広報文案の事前準備</li> <li>要配慮者にも配慮した、多様できめ細やかな広報手段の確保</li> <li>報道機関に対する報道対応ルールの事前取決め</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>企画政策課</li> <li>広報広聴課</li> <li>危機管理室</li> </ul>
	66	府、その他周辺自治体との相互応援体制の確立・強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>府、その他周辺自治体との相互応援体制の整備</li> <li>受援計画の策定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>危機管理室</li> </ul>
	67	発災時における地域の安全の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>警備活動：消防団及び自警団等による地域の見守り体制の強化、警察への巡回要請等</li> <li>暴力団排除活動の徹底</li> <li>物価の安定及び物資の安定供給</li> <li>内閣総理大臣による災害緊急事態布告時に生活必需品等の購入抑制への呼びかけ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>危機管理室</li> </ul>
	68	緊急消防援助隊受入れ・市町村消防の広域化の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>緊急消防援助隊の受入体制の整備・訓練の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>枚方寝屋川消防組合</li> </ul>
	69	救急救命士の養成・能力向上	<ul style="list-style-type: none"> <li>救急救命士の養成、能力向上</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>枚方寝屋川消防組合</li> </ul>
	70	救出救助活動体制の充実・強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>救助資機材等の整備</li> <li>訓練等の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>枚方寝屋川消防組合</li> </ul>
	71	発災後の緊急時における財務会計処理体制の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>発災後の緊急時に対応できる財務会計処理体制の整備</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>会計室</li> </ul>

## 5 本計画の推進・普及啓発

---

### 5.1 アクションプランの進行管理とフォローアップ

#### 1 毎年度ごとの進捗状況の把握

アクションプランの取組項目は、毎年度、事業進捗を把握して事業の進め方等を改善し、PDCIサイクルによるフォローアップを進めます。

#### 2 市民等への公表

アクションプランの進捗状況は公表し、市民、事業所等と共有して協働の取組推進を図ります。

#### 3 防災対策の動向等に応じた見直し

現状の取組の充実強化や最新の防災対策の動向、地震による被害想定公表など新たな災害危険への対応の必要性など、状況の変化に応じてアクションプランの見直しを行いません。

### 5.2 アクションプランの普及啓発

災害に的確に対処するためには、防災関係機関のみならず、関係団体や市民が「自らの生命は自ら守る」という防災の原点に立って、防災意識を高めるとともに、積極的に救援・救護活動に参画する仕組みをつくることが求められています。

特に東日本大震災等の大規模広域災害の発生時には、行政が全ての被災者を迅速に支援することが難しいことや、行政自身が被災して機能が麻痺するなど、公助の限界があきらかとなりました。発災後しばらくの間は、市民が自発的に避難行動をとったり、地域コミュニティで助け合って、救助活動、避難誘導、避難所運営等を行うなど、自助・共助が必要となります。

このため、地域の自主防災組織の強化や企業等の地域防災活動への参画を促進するほか、防災教育、防災啓発を積極的に進め、市民、事業所、市が協働で進める地震防災アクションプランの普及啓発を行います。